

令和2年度 美幌町水道事業水質検査頻度及び設定理由

項目	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31年度	1/5	1/10	原則検査頻度	1/5超過	1/10超過	1/10以下	検査頻度	年間検査回数	設定理由	原則検査頻度を減した場合の検査年度
					1年1回頻度可	3年1回頻度可			1/10超過	1/10以下				
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	検査回数減不可	検査回数減不可	月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可	検査回数減不可	月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	-	-	<0.0003	0.0006	0.0003	3ヶ月1回以上	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	-	-	<0.00005	0.0001	0.00005		○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	法令通り毎月検査		
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	法令通り毎月検査			
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	法令通り毎月検査			
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	法令通り毎月検査			
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	-	-	<0.005	0.004	0.002	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(基準値変更)	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	-	-	<0.004	0.008	0.004	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.38	0.40	0.35	2	1	-	-	-	○	月1回	1 2	水源に汚染のおそれがないが安全確認のため今まで通り毎月検査	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	-	-	<0.05	0.16	0.08	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	-	-	<0.02	0.2	0.1	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	-	-	<0.0002	0.0004	0.0002	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	-	-	<0.0005	0.01	0.005	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
16 スス-1,2-ジ-700Eチレン及びトランス-1,2-ジ-700Eチレン	0.04mg/l以下	-	-	<0.001	0.008	0.004	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	-	-	<0.001	0.004	0.002	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	<0.0005	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	<0.0005	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	-	-	<0.001	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
21 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	<0.06	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002	0.002	0.002	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003	0.003	0.003	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.002	0.002	0.002	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.002	0.002	0.002	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可	検査回数減不可	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	-	-	0.003	0.2	0.1	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.04	0.03	0.02	0.04	0.02	-	○	-	○	年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回(PAC使用)	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01	0.01	0.01	0.06	0.03	-	-	-	○	月1回	1 2	性状確認のため今まで通り毎月検査	
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	-	-	0.001	0.2	0.1	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	-	-	6.1	40	20	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	-	-	<0.001	0.01	0.005	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
38 塩化物イオン	200mg/l以下	11.2	9.5	9.7	検査回数減不可	検査回数減不可	概ね月1回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	-	-	18.9	60	30	3ヶ月1回以上	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
40 蒸発残留物	500mg/l以下	89	81	94	100	50	3ヶ月1回以上	-	-	○	年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	-	-	<0.02	0.04	0.02	-	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06	藻の発生する時期	-	-	○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	
43 2-メチルインポルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06	藻の発生する時期	-	-	○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回以上	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
45 フェノール類	0.005mg/l以下	-	-	<0.0005	0.001	0.0005	3ヶ月1回以上	-	-	○	3年1回	-	1/10以下で水源に汚染のおそれがないので3年に1回	令和4年度
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.7	0.6	0.7	検査回数減不可	検査回数減不可	概ね	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8以上8.6以下	6.6~7.1	6.8~7.1	6.8~7.1	検査回数減不可	検査回数減不可	月	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可	検査回数減不可	日	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可	検査回数減不可	回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
50 色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可	検査回数減不可	1	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可	検査回数減不可	回	-	-	-	月1回	1 2	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和2年3月末までの成績です。  
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。  
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365